（新規受付中止商品）教 育 訓 練 受 講 者 支 援 資 金 融 資

2025年4月1日現在

<table>
<tr><td>1. 資金使途</td><td>・厚生労働省が実施する「中長期的なキャリア形成支援措置」に基づく教育訓練受講中の生活費</td></tr>
<tr><td>2. 貸出形式</td><td>・証書貸付</td></tr>
<tr><td>3. 貸出金額</td><td>・ハローワークが発行する「教育訓練受講者支援資金融資要件確認書受講者」に記載された金額を上限とする（1万円単位）。
なお、融資限度額は、上限月額7万円を基準として、受講する教育訓練の月数に応じて算出される。
<table>
<tr><th>融資限度月額</th><th>融資限度額</th></tr>
<tr><td>月額7万円</td><td>融資限度月額上限7万円×融資対象訓練月数（上限36月）
＝最大252万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4. 貸出方法</td><td>・融資利用者の金庫普通預金口座（返済用口座）へ入金</td></tr>
<tr><td>5. 貸出期間</td><td>・元金据置期間経過後、10年以内
※元金据置期間は、訓練終了日の3カ月後応当月の末日まで。</td></tr>
<tr><td>6. 借入資格</td><td>・ハローワークが発行する「教育訓練受講者支援資金融資要件確認書受講者」を提出できる方。</td></tr>
<tr><td>7. 貸出金利</td><td>・年2.50%（固定金利）</td></tr>
<tr><td>8. 返済方式</td><td>・元利均等方式による月賦償還または月賦・半年賦併用による償還
・元金据置期間中の取扱い
元金据置期間中は、元金の返済を行わず、経過利息のみを「月賦償還」により支払う。</td></tr>
<tr><td>9. 保　　証</td><td>・（一社）日本労働者信用基金協会</td></tr>
<tr><td>10. 保証料</td><td>・年0.50%（月次後払方式）</td></tr>
<tr><td>11. 担　　保</td><td>・不　要</td></tr>
<tr><td>12. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ</td><td>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。
【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760
受付時間　平日　午前9時～午後6時
（土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業）
なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp</td></tr>
</table>

13.第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：(一社) 全国労働金庫協会　ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　　平日　　午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※　仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp
13. その他	・教育訓練受講者支援資金融資の新規受付は2019年6月30日（日）をもって終了しております。

ろうきん

※　返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。